

食品表示基準（案）についての意見

[食のコミュニケーション円卓会議 代表 市川まりこ]

頁	条番号	表題	御意見・理由
全般	全般	食品表示基準案の策定方針	新しい食品表示基準を作るのであれば、ルールを単純化し、分かりやすい表示にしていきたい。食品表示基準(案)は JAS 法、食品衛生法、健康増進法の 58 本の基準を単につなぎ合わせただけで、ルールが複雑になり、当初の目的である分かりやすい表示になっていない。(例えば、栄養強化の目的で添加した食品添加物は、食品の種類によって省略できたり省略できなかつたりする。)
全般	全般	食品表示基準案の構成	食品表示基準(案)の構成が非常に分かりにくい。ある食品の表示を知りたい場合、どこに何が書いてあるか、全く分からない。消費者が知りたいときに、すぐに見つけ出せるような加工食品品質表示基準+個別の品質表示基準の構成にしていきたい。
全般	全般	食品表示基準の理解の促進	新しい食品表示基準へ移行する時、消費者は新旧表示が混在することにより食品表示の理解に混乱を生じる可能性が高い。それを極力小さくするために、消費者に対する説明会やワンストップで回答できる相談窓口の設置をお願いします。
全般	全般	食品表示基準への移行	新しい食品表示基準へスムーズに移行するためには、地方自治体の方の幅広い指導力が不可欠と考える。現在、地方自治体は法律ごとに縦割りになっており、今後の地方自治体の指導体制をどうするかについて速やかな検討をお願いします。
本体 -8	第三条	アレルギー表示	アレルギーの表示の一括表示を可能とする理由に「使用している原材料が多く、表示可能面積の制約がある場合や表示量が多いために、かえって消費者に分かりにくい表示となる場合」と書かれているが、理由表記を「食品の中に含まれている原材料が混ざり合っていて分けて食べられない場合」とした方が明確で分かりやすいと考える。
本体 -8	第三条	製造所固有記号	「製造」「加工」の定義が変わり、「製造」から「加工」になった事業者は今後も製造所固有記号が使用できるとしているが、これでは基準がダブルスタンダードとなり、

			適正ではない。一定の猶予期間を設けて、「加工」は製造所固有記号を使用できないとするか、もう一度「製造」「加工」の定義を見直し「製造」から「加工」への変更をなくすか、整理が必要である。
本体 -8	第三条	製造所固有記号	製造所固有記号のデータベースを再構築する場合は、一製造所一固有記号の制度にしていただきたい。登録製造所に一つの固有記号を割り振ることで、消費者にとっても検索しやすくわかりやすい製造所固有記号制度となる。
本体 -8	第三条	製造所固有記号	製造所固有記号の利用について、「原則、2つ以上の製造所において同一商品を製造・販売する場合にのみ、固有記号の利用を認める。」考え方には反対である。製造所固有記号制度は食品事業者にとって有用な制度と聞いているので、固有記号を利用する事業者には消費者からの問合せに応答する義務を課すことができれば、従来の製造所固有記号制度を存続させても問題ないとする。
本体 -26	第八条	表示の方式	弁当・惣菜等はパッケージの裏面にラベルで表示がされており、非常に見にくいケースがある。安全性に関わる期限表示やアレルギー表示については、表面の見やすい位置に記載するように通知で周知・推奨してほしい。
本体 -32	第十五条	食品関連事業者以外の販売者の義務表示	バザーで包装された食品を販売する食品関連事業者以外の販売者について、必要な表示を明記することは、良いことであるが、現実を考えると、素人の消費者がすべての必要な表示をすることは能力的にも技術的にも無理と考える。身体に危害に直結するアレルギーに限定して確実に表示させた方が、安全性の観点から有効と考える。